



2017年12月21日

各 位

会 社 名 株式会社ジー・スリーホールディングス
代表者名 代表取締役兼最高管理責任者 長倉 統己
(コード：3647 東証第二部)
問合せ先 管理部マネージャー 佐藤 一樹
(TEL：03-5781-2522)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式報酬として新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

| | |
|------------------|---|
| (1) 払 込 期 日 | 2018年1月12日 |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 当社普通株式 660,000 株 |
| (3) 発 行 価 額 | 1株につき145円 |
| (4) 発 行 総 額 | 95,700,000円 |
| (5) 割 当 予 定 先 | 取締役(監査等委員である取締役を除く) 3名 600,000株 監査等委員である取締役 3名 60,000株 |
| (6) そ の 他 | 本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 |

2. 発行の目的及び理由

(1) 本制度の目的・概要

当社は、2016年10月13日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役（以下「割当対象者」と総称します。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2016年11月29日開催の第6期当社定時株主総会においてご承認をいただいております。

本制度の概要は、割当対象者に対し譲渡制限付株式を割り当てるために、取締役（監査等委員である取締役を除く）については当社の取締役会決議に基づき、監査等委員である取締役につい

ては監査等委員である取締役の協議に基づき、金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に現物出資させることで、割当対象者に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。

本制度に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して支給される金銭報酬債権の総額は年額 150 百万円以内（うち社外取締役は年額 25 百万円以内）、監査等委員である取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は年額 50 百万円以内（うち社外取締役は年額 25 百万円以内）です。

また、本制度により、当社が取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して発行又は処分する普通株式の総数は年 150 万株以内、監査等委員である取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年 50 万株以内です。

なお、譲渡制限期間は、割当対象者に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるという本制度の目的を実現する観点から、取締役の任期である 1 年より長めの 2 年としました。

（2）金銭報酬債権の付与

本日、本制度の目的、当社の業績、各割当対象者の役位に応じた職責等を勘案し、当社取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）3 名に対し、金銭報酬債権 87,000,000 円を付与することを決議し、また、監査等委員である取締役の協議により、監査等委員である取締役 3 名に対し、金銭報酬債権 8,700,000 円を付与することを決定いたしました。

（3）割当契約の概要

上記（2）のとおり、本制度においては、当社と割当予定者との間で割当契約を締結するものとしますが、本新株発行に際し締結する割当契約の概要は以下のとおりです。

① 譲渡制限期間 2018年 1 月12日～2020年 1 月11日

割当対象者は、上記期間中は、割当てを受けた譲渡制限付株式（以下「本株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

② 譲渡制限の解除条件

割当対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社が取締役（監査等委員である取締役を除く）又は監査等委員である取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本株式の全部についての譲渡制限を解除する。

ただし、譲渡制限期間中に正当な理由等により退任した場合等は、払込期日を含む月から退任した日を含む月までの月数に1を加算した数を24で除した数（計算の結果1を超えるときは1とする）に、本株式の数を乗じた数（計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には切り捨て）について、当該退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除するものとする。

③ 当社による無償取得

譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社は当然にこれを無償で取得する。

また、譲渡制限期間中に、本割当契約に定める無償取得事由（割当対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合、破産手続開始等の申立てがあった場合、取締役の地位から退任した場合（ただし、退任と同時に再任する場合、正当な理由による退任又は疾病等の当社がやむを得ないと認めた事由

による辞任により退任した場合、及び死亡により退任した場合を除く)等)が発生した場合、同契約で定める数の本株式について、当社は当然にこれを無償で取得する。

④株式の管理

本株式については、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、割当対象者が藍澤証券株式会社に開設した専用口座で管理される。

⑤組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数（払込期日を含む月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数に1を加算した数を24で除した数（計算の結果1を超えるときは1とする）に、当該承認の日において各割当対象者が保有する本株式の数を乗じた数（計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨て）の本株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除し、譲渡制限が解除されていない本株式について、当社は当然にこれを無償で取得する。

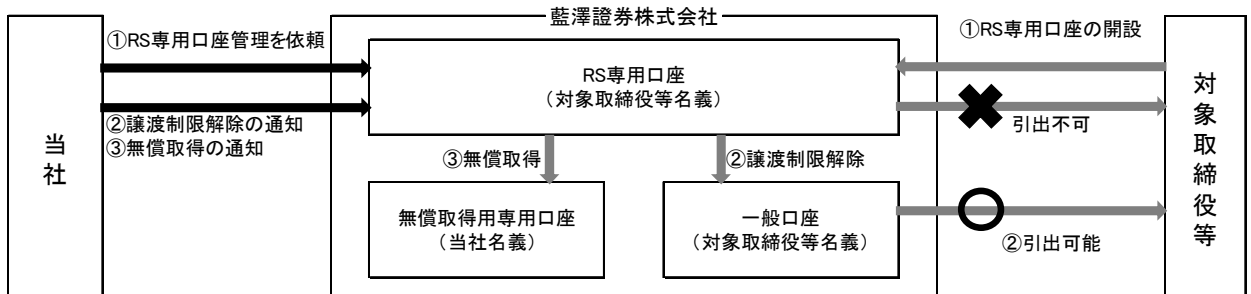
3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値といたしました。

また、発行価額 145 円については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（2017年11月21日～2017年12月20日）の終値平均151円（円未満切捨て）からの乖離率△3.97%、直近3ヵ月間（2017年9月21日～平成29年12月20日）の終値平均169円（円未満切捨て）からの乖離率△14.20%となっております。

上記を勘案した結果、本新株発行に係る発行価額は、割当対象者に特に有利なものとはいえ、合理的と考えております（乖離率はいずれも小数点第3位を四捨五入し、表記しております）。

(ご参考) 譲渡制限付株式 (RS) 制度における管理フロー



以上